

「低圧電気取扱業務に係る特別教育(開閉器の操作の業務に限る)」実施のご案内

労働安全衛生法では、労働者を低圧電気(交流600ボルト以下、直流750ボルト以下)の取扱業務に従事させる場合には、次のとおり特別教育を行う事を事業者[※]に義務付けています。

①「充電部分の露出した開閉器の操作の業務」 学科7時間 実技1時間

②「充電電路の敷設若しくは修理の業務」 学科7時間 実技7時間

そこで、桑名労働基準協会では四日市労働基準監督署のご指導の下、上記①「充電部分の露出した開閉器の操作の業務」に係る特別教育を、下記のとおり実施することと致しましたので、是非この機会に未受講の方々に受講していただきますよう、ご案内申し上げます。

なお、本特別教育は、実技講習が1時間の「充電部分の露出した開閉器の操作の業務」に係る特別教育であり、「充電電路の敷設若しくは修理の業務」を行わせる場合には、実技教育の時間が不足となります。

したがって、本特別教育を修了した者に「充電電路の敷設若しくは修理の業務」を行わせる場合には、さらに6時間の実技教育が必要となる点にご留意ください。

記

1 開催日時・場所

令和8(2026)年9月18日(金) 9:00 ~ 18:45 【学科】および【実技】

ヤマモリ体育館 2階 会議室(桑名市中央町 3-38)

〔車でお越しの方は、ヤマモリ体育館東側の立体駐車場(名鉄協商駐車場)をご利用ください。駐車券を会場までお持ちいただければ、無料になります。〕

2 受講費用

1名当たりの受講費用(テキスト代を含む)

会員事業場	10,450円	(内消費税10%	950円)
非会員事業場	13,530円	(内消費税10%	1,230円)

3 定員

50名(定員になり次第、締切ります。)

4 締切日

令和8(2026)年9月11日(金)

締切日以後のキャンセルは、受講料の返金できませんので、ご注意ください。

5 修了証

特別教育の全過程を終了した方に、「修了証」を交付します。

6 修了証

全ての教育科目を受講した方に、修了証を交付します。

7 申込方法

「受講申込書」にご記入の上、FAX・持参・郵送か、ホームページ講習案内の申込みフォームからお申込みください。受講費用は、申込締切日までに下記振込先に納入をお願いします。なお、振込手数料はご負担ください。受講料納入確認後に、受講票を事業所または個人あてにFAXまたはメールいたします。その受講票を当日会場受付でご提出ください。

8 振込先

桑名三重信用金庫本店 (普通)982280 桑名労働基準協会

9 申込先

桑名労働基準協会(桑名市中央町 3-23 桑名シティホテル 3階)

TEL:0594-21-8341 FAX:0594-23-7050 E-Mail:info@kuwana-rouki.jp

10 その他

① 会場へは開始時刻の10分前までにお越しください。

② 携行品:受講票・筆記用具・ノートなど(テキストは当日お渡しいたします)

③ 当日の緊急連絡先:070-4482-6309

(当日は事務所にお電話いただきましても不在です)